令和７年度　秋田市立東小学校　いじめ防止基本方針

１　いじめの定義と基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめの防止等の対応は、次のことをめざして行われなければならない。
・子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組む。
・いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにする。
・学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにする。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの理解

子ども同士のトラブルが起きたとき、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、子どもの心情を理解しつつ、あるべき行動の仕方や問題解決に向けた具体的な対処法などを発達の段階に応じて指導していくことが重要である。

そのために、いじめについて次のような理解に立ち、いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活が送れるようになるまで支援に努める。

いじめ防止等の対応には、次のような理解が必要である。
○　いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。
○　いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
○　いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
○　いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
○　いじめは、見ようとしなければ見えない。
○　いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
○　いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
○　いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

(4) いじめの解消

○　いじめが解消している状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされていなければならない。
・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○　いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察する。

○　真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

２　いじめの未然防止のための取組

○　学校の教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
・いじめ防止に係る基本方針や取組等について全職員の共通理解を図るための校内研修を実施する。
・友達と自分の違いやよさに気付き、互いを認め合いながら協力して目標を達成する喜びを味わい、よりよい人間関係を築くことができるように、学校行事をはじめとする体験活動の充実を図る。
・「東小学校いじめ防止基本方針」及び「東小学校いじめ対策委員会」について、保護者や地域の方々への周知を図る。

○　子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくり、集団づくりを推進する。
・子ども一人ひとりが満足感や達成感を味わうことができるように、ＴＴや少人数指導を積極的に活用し、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人ひとりの状況に応じた指導を行い、生徒指導の実践上の視点(自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成)を生かした「分かる・できる授業」づくりを推進する。
・子どもたちが互いに関わり合う中で、それぞれの考えの異同を吟味し、認め合うことを通して、自分の思いや考えを広げたり、深めたりできる「学び合う授業」づくりを進める。

・異年齢集団による交流を通して、一人ひとりが自分の力を発揮し、互いのよさを認め合うことができるように、ペア学年（１・６年生、２・５年生、３・４年生）による活動の充実を図る。

○　子どもや保護者の言葉に耳を傾け、その気持ちを共感的に受け止めたり、集団の中でも子どもの様子や言動に注目し、集団における人間関係などの特徴をとらえたりするなど、日常的な関わりを通した児童理解に努める。

・ＰＴＡ学級懇談や地域団体の協議会等で、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図る。

・特別な配慮が必要な子ども、海外から入・帰国した子ども、感染症に起因する悩みを持つ子ども、大きな災害により避難した子どもなどに、特性や心情に配慮した適切な支援の充実を図る。

○　いじめ問題について考え、議論するなど、道徳科、学級活動、児童会活動等における子ども主体の活動を通して、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう支援する。

・学校や家庭、地域が連携して規範意識を育むような道徳教育の充実を図る。

・子どもたちが、互いのよさを認め合ったり、協力して活動したりすることにより、集団としての一体感や連帯感を持つことができるような学級活動を工夫する。

・子どもの発意・発想を生かしたり、「東っ子いじめゼロ宣言」や「秋田市中学生『絆』宣言」を活用したりしながら、いじめ撲滅に向けた子ども主体の取組を進める。

・発達段階に応じた、情報モラル指導の充実を図る。

３　いじめの早期発見のための取組

○　子どもや保護者が、いじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる、教職員と子ども、教職員と保護者の信頼関係づくりに努める。

○　教職員、保護者、地域が連携し、子どもの些細な変化に気付き、迅速に報告、連絡、相談できる体制づくりを推進する。

○　些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、軽視することなく積極的にいじめを認知するという姿勢でいじめの発見に取り組む。

○　いじめの認知にあたっては、次のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認をしっかりと行う。

・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合

・好意から行った行為が、意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合

・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合

・インターネット上で悪口を書かれたことを、本人が知らずにいる場合

○　早期発見のため、次のような手立てを講じる。
・複数の教職員による観察
　学年部やＴＴ担当、教科担任等によるきめ細かい観察を行う。
・定期的なアンケート（無記名アンケート含む）の実施
　年２回（７月、１２月）生活アンケート（ぬくもりアンケート）を実施し、その内容をもとに児童との面談を行う。
・家庭学習ノート等の活用
　日記に、困ったことや相談を記してきた児童には、速やかに面談を行って状況の把握に努める。
・個別面談の実施
　夏季休業の始めに保護者面談を実施して、情報の共有に努める。また、必要に応じて適宜、保護者や児童との面談を行う。
・相談窓口、相談機関の周知
　学級担任以外にも教頭や学年主任、養護教諭、生徒指導主事等が相談窓口となることを校報や学年通信等で周知する。また、広域カウンセラーや専門機関等の相談窓口について保護者に周知する。

４　いじめへの組織的対応

特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応するため、複数の教職員のほか、外部専門家等により構成されるいじめの防止等のための組織を設置する。

・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任など、複数の教職員のほか、学校運営協議会委員、ＰＴＡ会長、広域カウンセラーによる、「東小学校いじめ対策委員会」を組織する。
・「東小学校いじめ対策委員会」の活用にあたっては、構成員全体の会議と、日常的な関係者の会議を設定するなどして迅速で適切な対応ができるようにする。
・「東小学校いじめ対策委員会」において、基本方針や年間計画の策定・検証・修正等について協議する。

○　いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「東小学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。
※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「東小学校いじめ対策委員会」に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法に違反し得ることである。

○　いじめを受けた子どもやいじめを知らせてくれた子ども、及びその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する配慮を行う。

○　いじめの疑いに係る情報があった場合には、「東小学校いじめ対策委員会」による対応方針及び役割分担等を決定し、子どもから聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて子どもの指導にあたるなど、組織的な対応を行う。

○　教育委員会への報告及び協議や、警察への相談・通報など、関係機関との連携の下で対応する。

○　いじめを認知した際には、いじめを受けた子どもの保護者に対し、対応方針を説明し、了承を得た上で対応にあたるとともに、聞き取りや指導の結果の報告、指導後の子どもの様子に関する情報提供などを行い、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的に連携を図る。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

○　いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子ども及びいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察を継続する。

○　いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で、心からの反省を促すように働きかける。

○　いじめた子どもの保護者に対し、いじめの事実関係について、躊躇することなく説明するとともに、いじめの行為そのものに対して反省を促すことの重要性について共通理解を図るようにする。

５　いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

○　「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報を提供する。
・校報、生徒指導だより、ホームページ等で周知を図る。
・「東小学校いじめ防止基本方針」及び「東小学校いじめ対策委員会」について、保護者や地域の方々への周知を図る。

○　ＰＴＡや学校運営協議会等の機会をとらえ、いじめ防止等の取組や対応について説明するとともに、次のことについて、共通理解を図る。
・子どもの些細な変化、言動を見逃さず、じっくり子どもの話に耳を傾け、学校と相談すること。
・いじめ問題の解決にあたっては、具体的ないじめの行為や子どもの言動だけにとらわれず、それまでの人間関係など、いじめの背景を把握した上で対応すること。
・家庭でも、いじめは絶対に許されない行為であることを話し合うこと。

６　年間計画

	行　事　等	いじめ防止対策等	委　員　会
４月	前学期始業式・入学式 ＰＴＡ学級懇談・ＰＴＡ総会 １年生を迎える会	**第１回子どもを語る会** **基本方針の検討**	いじめ対策委員会
５月	運動会 児童集会	**第２回子どもを語る会**	いじめ対策委員会
６月	まんたらめ宿泊研修（５年） 校外学習（１・４年）	**校内研修（基本方針の確認）**	いじめ対策委員会
７月	ＰＴＡ学級懇談 東っ子まつり 夏休み前全校集会	**第１回ぬくもりアンケート** **保護者面談（夏季休業中）**	いじめ対策委員会
８月		**校内研修（事例検討会等）** **第３回子どもを語る会**	
９月	児童集会 校外学習（２・３・６年）		いじめ対策委員会
10月	修学旅行（６年） 前学期終業式・後学期始業式 学習発表会		いじめ対策委員会
11月	まち探検（２年） 城東中体験入学（６年）		いじめ対策委員会
12月	ＰＴＡ学級懇談 幼保交流会（１年） 冬休み前全校集会	**第２回ぬくもりアンケート**	いじめ対策委員会
１月		**第４回子どもを語る会**	いじめ対策委員会
２月	ＰＴＡ学級懇談		いじめ対策委員会
３月	６年生を送る会 卒業式・修了式		いじめ対策委員会
備考		年１回以上、道徳科の授業を保護者に公開する。（ＰＴＡ授業参観等）	